

## 令和4年度第3回香川県消費生活審議会 議事概要

日 時 令和4年11月7日(月) 10:00～12:00

場 所 県庁本館12階 大会議室

出席委員 肥塚会長、北村委員、大部委員、高岡委員、森委員、大山委員、岡委員、宮武委員、石井委員、山田委員、大西委員、谷本委員

議 題 (1)「次期香川県消費者教育推進計画」の策定について  
(2)その他

資 料 (資料1) 香川県消費者教育推進計画(素案)の概要  
(資料2) 香川県消費者教育推進計画(素案)  
(資料3) 第33回消費者教育推進会議 資料  
(資料4) 香川県消費生活審議会委員からの意見  
(参考資料1) 次期香川県消費者教育推進計画 年間スケジュール

### 公開・非公開の決定

本日の審議会は公開されることが決定された。

### 議題(1)

資料1～4及び参考資料1に基づき事務局から説明

会長)

只今、香川県消費者教育推進計画(以下、計画という)の素案について、国の第33回消費者教育推進会議(「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。))の見直し案を論議)資料と各委員から事前にいただいた意見を基に、事務局で修正を加えた素案(資料2)が示された。

各委員からの意見(資料4)について、まず、県の計画でKPI値の設定が必要ではないかとの意見があったが、事務局としては、国の基本方針の見直し資料の中でKPI値の設定に向けて検討するとあることから、今後の検討課題とし、国の検討状況を注視しつつ、今後示される具体的なKPI値を待って検討する旨の説明があったが、この点について御意見いただきたい。

委員)

国の基本方針の見直しを基に、今後示されるKPI値を参考に、県の計画の中でもKPI値設定を検討していただきたい。

会長)

今後、国の状況を見ながら、県の計画の中でKPI値の設定を検討することによろしいか。

委員)

異議なし。

会長)

次に、計画素案の36ページの「2 地域における消費者教育」の項目の中で、「「くらしの見守り隊」は、地域の高齢者などの見守り活動を実施しており、「支援を行う者」として追記してほしい」という御意見があったが、この点について御説明いただきたい。

委員)

高齢者が被害に遭わないための情報提供や啓発など、地域における見守り強化が求められる中、地域の見守り活動を直接行っている「くらしの見守り隊」に消費者教育に関する学習の機会をいただきたいという趣旨である。

具体的には、計画の中で、民生委員などを対象とした研修を実施することとされているが、この研修を「くらしの見守り隊」を対象に行っていただき、知識の向上を図りたいということである。

事務局)

地域の中での見守り活動は重要であると考えており、計画への記載の有無にかかわらず、これまでも見守り活動を行う団体への講師の派遣など行っており、今後も引き続き行っていく。

ただ、見守り活動を行う団体は多数あり、計画の中では、特定の団体名を出さず、「地域の消費者教育を担う消費者団体等」という記載にさせていただいた。

委員)

その記載内容でかまわない。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

地域の見守り活動が重要だと考えている。

先日、消費者庁が開催する見守りネットワークの協力員のための講座があった。

その中で、高齢者の孤立が顕在化しており、地域の見守り活動が重要であると説明されていた。

そのような中、「地域の消費者教育を担う消費者団体等」を対象とした研修について、計画素案の中に記載いただけてありがたい。

会長)

計画という性質上、ここでは特定の団体名を記載するのではなく、「地域の消費者教育を担う消費者団体等」という記載でよろしいか。

委員)

異議なし。

会長)

それでは、計画素案全体について御意見はあるか。

委員)

「消費者を取り巻く現状と課題」や「消費者教育の現状と課題」の部分では、成年年齢引下げや社会のデジタル化への対応が大きく取り上げられている。

それらを受けて、計画素案 39 ページから消費者教育の重要施策が記載されているが、前述の成年年齢の引き下げや社会のデジタル化に対応するための施策が記載されていないように思うが、事務局としての考えはいかがか。

事務局)

現在実施している授業や講座などで取り扱う内容が時代に即したものに变化している。

計画素案の中で提示した課題とそれに対する施策の対応関係が分かりやすい記載方法について、大幅な変更は難しいが、検討する。

委員)

他に御意見はあるか。

委員)

弁護士会では、消費者問題対策委員会が中心となり、法教育に関する講師派遣を実施しているが、計画素案の中で、弁護士会や司法書士会などの法律の専門家との連携に関する記載が見受けられない。

計画素案の中で、法律の専門家との連携はどのような位置づけであるのか。

事務局)

法律の専門家との連携について明記した箇所はないが、計画素案 46 ページの重要施策「【4】市町、地域包括センター、消費者団体など多様な主体と連携して、消費者教育を推進します」という部分に含まれるという理解であり、その具体的な記載方法について検討する。

会長)

確認だが、弁護士会としては、消費者教育の分野で、県との連携体制をとることは可能なのか。

委員)

現に、講師派遣は行っており、今後も対応は可能である。

計画に法律の専門家との連携を明記するのであれば、「専門職」という記載でもよいかと思う。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

「消費者を取り巻く現状と課題」の部分について、課題がよく分析されていると思う。

それに対して、対策の部分の記載に新しさが足りないように感じる。

また、言葉の表現が統一されていない部分があることや、重要施策【1】、【2】のすみわけが分かりづらいことから、整理が必要ではないか。

それと、計画素案 48 ページに「消費生活コーディネーターを生活拠点として」との記載があるが、「生活拠点」は「拠点」などの表現が適当ではないか。

事務局)

言葉の表現や重要施策【1】、【2】のすみわけなどの記載については再度整理させていただきたい。

会長)

成年年齢の引き下げや社会のデジタル化など、消費者教育の現状や課題はよく分析されているが、それに対応する施策がはっきりと見えてこない。

計画素案の全体像を概略などで可視化できないか。

事務局)

例えば、社会のデジタル化への対応は全ての施策に共通するものとなるため、課題に対する施策をすべて個別に明記することになると、計画の構成から大きく修正することとなる。

計画というものの性質上、本計画は消費者教育を推進していくに当たっての体制を広範に示しているものであり、細かい部分をどこまで記載すべきなのかという点は悩ましいところではある。

会長)

消費者教育の課題として、成年年齢の引き下げや社会のデジタル化を謳っておきながら、重要施策の方で明記されていないとなると、今後予定しているパブリック・コメントでその点の指摘が懸念される。

事務局)

特に社会のデジタル化は全ての施策に共通して当てはまる項目のため、明記することになると、記載方法を工夫しないといけないと思う。

記載方法については、検討するお時間をいただきたい。

会長)

本日、検討事項が多数あるため、12月に開催予定の本審議会は対面での開催ということではよろしいか。

事務局)

対面での開催とさせていただく。

会長)

承知した。

他に御意見はあるか。

委員)

計画素案 39 ページの大学との連携による重要施策の部分について、講師派遣による講座を受講しても、講座の内容が講師から受講者に向けた一方向で受動的なものになってしまう。

より実践的で双方向な講座の方がよいと思う。

また、社会のデジタル化の観点から、広報の方法も、SNS を活用するなど、デジタル化に対応したものがよいと感じる。

事務局)

講座の内容の双方向化については、個別事業の内容であるため、計画には反映させていないが、これまでも講師派遣依頼の際に希望があれば、座学だけでなくグループワークなどの対応をしており、今後も引き続き行っていきたい。

また、SNS を利用した広報については、計画素案 48 ページに記載の「対象者の年齢層を踏まえた効果的な手法により、適時・的確な情報発信を行う」という記載で対応できていると考えている。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

課題の部分と重要施策の部分との対応関係について、計画素案 42 ページなどの表形式で記載されている部分に詳細に記載されているが、表形式となっている部分はどのような位置づけか。

事務局)

表形式の部分は、各課の具体的な取組を記載しているものである。

計画本文に記載している取組項目に対して、実際に行っている施策を個別に記載したものであるが、計画本文と表形式の部分との対照関係が分かるような記載方法について検討させていただきたい。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

計画素案 11 ページのグラフを見ると、「消費者問題に関心がない」と答えた方の割合が、29 歳以下で高くなっている。

消費者教育の現状と課題の中で、「家庭における消費者教育」の項目を取り入れていただいているが、家庭における若年者への消費者教育が重要ではないかと、この調査結果を受けて思った。

家庭内で消費者教育に関する議論ができる体制づくりとしての取組が記載されている部分はあるか。

事務局)

行政が家庭に直接、アプローチを行うことには限界があるが、これまでも学校教育や P T A などへの講師派遣などによる啓発を行っており、現計画にもその記載はある。

委員)

例えば、広報誌などで家庭に向けた消費者教育に関する広報は行っているか。

事務局)

新聞など、様々な広報媒体により啓発を行っている。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

計画素案の中で、家庭における消費者教育の項目が追加されたことは評価できる。

計画素案 17 ページの消費者トラブルに遭った際に、どの機関にも相談しなかった方の「相談しなかった理由」について、「相談するほどのトラブルではなかった」や「相談しても仕方がないと思った」と回答した方が大半を占めている。

消費者被害防止のための行政の取組として、講座の開催などによる広報を実施しているが、そのような講座に参加する方はそもそも消費者トラブルに対する意識が高く、消費者トラブルに遭いづらいと思う。

そうではない方が消費者トラブルに巻き込まれた際に泣き寝入りせず済むよう、工夫された情報発信をお願いしたい。

例えば、計画素案 48 ページの表形式部分に記載されている「ホームページ等による情報発信」の欄では、ホームページによる広報についてのみ記載されているが、「寄せられた消費生活相談の具体的な事例を、SNS を活用して情報発信する」という記載にしてはどうかと考えている。

具体的な事例を発信することで消費者トラブルに遭った際に相談につなげるための気づきになると思う。

事務局)

計画素案には、ホームページにおける情報発信しか記載していないが、実際は、SNS を通じた情報発信も行っているため、計画素案に SNS を用いた情報発信について追記する。

消費生活相談の具体的な事例については、個人情報を含む部分があるため、ある程度抽象化した形で、情報発信せざるを得ないので、その点をご理解いただきたい。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

計画素案 20 ページのグラフで示されている、県政世論調査結果のうち、消費者教育を受けた経験がないと答えた方の割合が 80% を超えており、驚きだ。

消費者教育を受けたいと思っても、どこで受けられるのかわからない場合もあると思う。

若年者は、SNS などを通じて情報を得ることができるが、高齢者はそうではない。

地域の高齢者に密着した消費者教育についての考えはあるか。

また、計画素案 49 ページに記載されている「消費生活コーディネーター養成講座」を受講された方をどのように活用しているのか。

事務局)

高齢者への消費者教育の機会の提供という観点から、地域の公民館や老人クラブを通じてアプローチしている。

消費生活コーディネーターは、資格があるわけではなく、講座を受講された方各々に各地域で活動していただいている。

また、消費者教育を受けたことがないという方が大半であるが、実際には消費者教育を受けていても、受け手が消費者教育と捉えていないことがあることも一因とし考えられるのではないか。

委員)

是非とも、消費生活コーディネーターの活用を推進していただきたい。

会長)

ある一定の消費者教育を受けた大学生を、学生版の消費生活コーディネーターなどとして任命し、大学内で広報活動を行ってもらうなど、学生主体の活動を行ってもよいように思う。

他に御意見はあるか。

委員)

学生版消費生活コーディネーターという取組は有意義だと思う。

大学内の学生団体やサークル、広報部署が主体となることで、大学生への広報が行き届きやすくなると思う。

このような制度の創設を御検討いただきたい。

会長)

学生版消費生活コーディネーターについては、検討をお願いしたい。

他に御意見はあるか。

委員)

消費者教育の受け手が消費者教育というものをどのように受けとめているのかという点によって、消費者教育を受けた経験の有無に対する認識が変わる。

消費者教育は、全員が必ず学んでいる分野であるが、その形態が授業形式での教育であるとは限らず、受け手側が消費者教育である認識がない場合もある。

現在、香川県と香川大学法学部との連携によって消費者教育を推進しているが、香川県と香川大学教育学部との連携による事業も行いたいと思っている。

教員を目指す学生に向けて、教員になる前に、消費者教育の重要性を学んでほしいと考えている。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

意見なし。

会長)

ないようなので、事務局にお返しする。

事務局は、本日の御意見を踏まえ、計画素案の修正をお願いする。

事務局)

本日はありがとうございました。

本日の御意見を踏まえ、計画素案に修正を加えて計画案を作成したうえで、各委員あてに事前送付する。

次回の審議会は12月5日を予定している。

以上をもって、令和4年度第3回香川県消費生活審議会を閉会とする。